

一般国道134号道路改築事業（神奈川県茅ヶ崎市中海岸四丁目地内及び道建同市柳島字向川原地内）に係る事業認定理由

- 第 1 起業者の名称 神奈川県
- 第 2 事業の種類 一般国道 134号道路改築事業
（神奈川県茅ヶ崎市中海岸四丁目地内及び同
県同市柳島字向川原地内）
- 第 3 起業地
- 1 収用の部分 神奈川県茅ヶ崎市中海岸四丁
目地内及び同県同市柳島字向川原地内
- 2 使用の部分 なし
- 第 4 事業の認定をした理由
平成15年11月6日に神奈川県より申請のあ
った一般国道 134号道路改築事業（神奈川県

茅ヶ崎市中原地内事業（以下「本件」といいます。）に関する。土地収用法第20条第1号の要件への適合性について、本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する工事であり、土地収用法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。このため、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について、本件事業は、神奈川県藤沢市片瀬海岸二丁目地内から同県茅ヶ崎市柳島字向川原地内ま

での延長10,400mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする一般国道134号（以下「本路線」という。）の改築事業である。

本路線は、道路法の一部を改正する法律（昭和39年法律第163号）（以下「改正法」という。）による改正前の道路法の規定による二級国道であったことから、本件事業は、改正法附則第3項の規定に基づく一般国道の改築工事であると認められる。また、本路線は、一般国道の指定区間を指定する政令（昭和33年政令第164号）による指定を受けた一般国道ではないこと及び本件区間の存する区域が神奈川県であることから神奈川県が道路法第13条の規定により本件区間の道路管理者となるので、神奈川県は本件事業を施行する権能

を有するものと認められる。
したがって、本件事業は、土地収用法第20
条第2号の要件を充足すると判断される。
3 土地収用法第20条第3号の要件への適合性
について
(1) 申請事業の施行により得られる公共の利
益について
本件事業は、本件区間における本路線の
車道の拡幅及び自転車歩行者道を整備する
ことにより、交通混雑の緩和を図り、将来
の交通需要に対応すると同時に、歩行者等
の安全かつ円滑な通行の確保を目的とする、
道路構造令（昭和45年政令第320号）第4
種第1級の規格に基づく延長10,400mの道
路の拡幅に係る事業である。
本路線が通過する周辺地域は、神奈川県

内はもちろんと首都圏有数のレクリエーシヨ
ンゾーンの約90%が相模湾に面していても、その
道路ライブコベットの増加傾向に、見込ま
れ、本路線の2車線道路であり、平成11年度
全国道路交通情勢調査によると、自動車の交通
量は34,504台/日、また、歩道に
ついては、片側歩道であることから、
大歩行者等の安全な通行が著しく阻害されて

に都市計画決定、平成4年6月2日に都市
計画の変更決定された茅ヶ崎都市計画道の
3・3・1号国道134号線に整合するもの
である。
以上のことから、本件事業の施行により
得られる公共の利益は、相当程度存すると
認められる。

(2) 申請事業の施行により失われる利益につ
いて
本件事業は、環境影響評価法（平成9年
法律第81号）及び神奈川県環境影響評価
条例（昭和55年神奈川県条例第36号）等
に定められる環境影響評価の対象事業に
該当しないこと、環境影響評価は実施さ
れていないこと、本件事業の施行により
失われる利益について考察するに、道路
供用後の騒音、

振動及び大気汚染に起因する周辺環境への影響が考えられる。このことについて、起業者である神奈川県が自動車走行による騒音、振動及び大気質について任意で検討したところ、環境基本法（平成5年法律第91号）の規定に基づく騒音、二酸化窒素及び大気の汚染に係る環境基準の基準値を下回ること及び振動規制法（昭和51年法律第64号）に定める道路交通振動に係る要請限度の範囲内となること等が認められる。以上を踏まえると、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 比較衡量

(1)で述べた得られる公共の利益と(2)で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益

が失われる利益に優越すると認められる。
以上のことから、本件事業は、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

(1) 申請事業を早期に施行する必要性

本件事業は、3(1)で述べたように、本路線の車道の拡幅及び自転車歩行者道を整備することにより、交通混雑の緩和を図り、将来の交通需要に対応すると同時に、歩行者等の安全かつ円滑な通行の確保を図ることとを目的とするものであり、できるだけ早期に交通の安全を確保する必要があるものと認められる。

また、神奈川県が平成9年3月に策定し

た「か な が わ 新 総 合 計 画 21」の 主 要 施 策 「
交 流 幹 線 道 路 網 の 整 備 」に お い て、 本 路 線 旨
に つ い て は、 平 成 17年 度 ま で に 整 備 す る 対
が 定 め ら れ て い す 計 画 」に お い て、 平 成 8年 け
策 の 根 幹 域 防 災 計 画 区 間 が 大 震 災 発 生 時 にお
川 県 地 区 間 交 通 路 指 定 路 線 全 線 が 緊 急 輸 送
本 件 緊 急 平 成 12年 に は 本 路 線 全 線 が 緊 急 輸 送
る 緊 急 平 成 12年 に は 本 路 線 全 線 が 緊 急 輸 送
に、 指 定 さ れ て い る。 と、 本 件 事 業 を 早 期 に 施
に 指 定 さ れ て い る。 と、 本 件 事 業 を 早 期 に 施
行 す 起 業 地 の 範 囲 及 び 収 用 又 は 使 用 の 別 の 合
(2) 理 性 本 件 事 業 に 係 る 起 業 地 の 範 囲 は、 道 路 構
造 令 に 定 め る 規 格 に 基 づ き 必 要 な 範 囲 で あ

ると認められる。
また、収用の範囲は、すべて本件事業の、
用に恒久的に供されるものであることから、
収用又は使用の範囲の別についても合理的
であるとして認められる。

(3) 収用する公益上の必要性
以上にかんがみれば、本件事業は、土地
を収用する公益上の必要があるとして認められ
るため、土地収用法第20条第4号の要件を
充足すると判断される。

5 結論

1 から 4 までにおいて述べたように、本件
事業は、土地収用法第20条各号の要件を充足
すると判断される。
以上の理由により、本件事業について、土
地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定

を する も の で あ る 。

第 5 土 地 収 用 法 第 26 条 の 2 第 2 項 の 規 定 に よ
る 図 面 の 縦 覧 場 所 神 奈 川 県 茅 ヶ 崎 市 役 所